

研究論文

ジョン・ミルトンと共和主義思想の関係—『国王と為政者の在任権』(*The Tenure of Kings and Magistrates*, 1649)を中心に

園井 千音*

The Relationship Between John Milton and Republicanism—Focusing on *The Tenure of Kings and Magistrates* (1649)

Chine SONOI

In this essay, I will explore the relationship between John Milton and republicanism by analysing his standpoint in justification of abolishing tyranny to protect civil liberty and safety. Milton's concept of reforming the political system of England profoundly related to his religious and political ideal. The theme of *The Tenure of Kings and Magistrates* (1649) clearly demonstrated what Milton regarded as significant for maintaining the liberty of human minds and his interest in republican polity. I will investigate how his sense of liberty responded to the rise of republican government in England. In *The Tenure*, Milton insisted that the people should have the right to reject and dispose the ruler who repressed their safety and happiness. This attitude was quite modernised in the age when the established power was regarded as almost absolute. Milton's insistence on the importance of the civil government was derived from his conviction that the subjects should be equal to or more important than the governor. Milton's republican ideal was fundamentally related to his moral doubt against the close relationship between political power and religion. During civil wars, it is significant to analyse his ideological conflict with Presbyterianism that became the mainstream of the Parliament in the middle of 1640s. By analysing Milton's critical attitude against the established system in England, I will figure out the origin and the truth of his republican sensibility.

Key words: John Milton, Republicanism, *The Tenure of Kings and Magistrates*

1. ミルトンと共和政府の成立

1649年1月にチャールズ1世は処刑され、5月に共和政府がイギリスに発足した。同年3月から政府の外国語秘書であったジョン・ミルトン (John

Milton) は政府の依頼により『英国民のための第一弁護書』(*Pro Populo Anglicano Defensio*, 1651) を出版した。これはフランスの古典学者であったクラウディウス・サルマシウス (Claudius Salmasius) 著の『チャールズ1世擁護論』(*Defensio Regia Pro Carolo I*, 1649) に対する反駁のためだった。サルマシウスは君主処刑を断行したイギリス国民は国父殺しの罪を犯したと糾弾した。ミルトンの論調は従って、他のヨーロ

令和4年12月31日受理

* 大分大学理工学部創生工学科福祉メカトロニクスコース

ッパ諸国の知識層に対しチャールズ 1 世処刑の正当性を主張することに重点がおかれたことは当然だった。ミルトンの論理においてはチャールズが自分の私利私欲のために法律を無視し、国民の自由を抑圧した暴君であるという点で一貫した。従ってチャールズがその罪により自分の王宮の目前で首をはねられたのは当然の報いであるとミルトンは強調した：

My discourse, indeed, will be of matters neither small nor mean: a king in all his power, ruling according to his lust after he had overthrown our laws and oppressed our religion, at length overcome in battle by his own people which had served a long term of slavery . . . when neither in word nor deed had he given slightest ground for hope of his improvement, condemned to capital punishment by the highest court of the realm and beheaded before the very gate of the palace. (*A Defence of the People of England*, CPW 4, pp. 302-3)¹

ここでミルトンが批判するのは、課税に関する議会からの要請を無視した王の独裁的姿勢だ。チャールズが失政した第一の原因は戦費捻出のため課税の自由を要求したことだ。その戦争とはジェイムズ 1 世時代から継続したドイツを中心とするヨーロッパ諸国間の宗教戦争 (1618-48) だ。王に対し議会は 1628 年 5 月に権利の請願を提出し、議会の同意なく王が国民に課税することまたは不当な逮捕などができないように要請した。それに対抗し、チャールズは 1629 年 3 月に議会を解散し、王と議会の関係は次第に悪化した。

次にチャールズは 1640 年 4 月に 11 年ぶりに議会を再開したが、その理由是对スコットランド戦費 (第一次主教戦争) のためであった。当時、チャールズはイングランド国教会祈祷書 (*The Book of Common Prayer*)² の使用をスコットランド宗教界に強制するためスコットランド遠征を実行した。この遠征は当時のカンタベリー大主教ウィリアム・ロードが推進した国教会祈祷書の使用と儀式における聖職者の祭服の遵守 (ロード主義と呼ばれる) をスコットランドにも拡大しようとしたことによる³。この

動きは祈祷書の自由な解釈を好んだピューリタンなどの怒りと反発をかった。議会は再びチャールズの要請をジョン・ピム (John Pym) などが中心となり拒否した。その結果、チャールズは 3 週間後に議会を解散した (短期議会)。このことにより多数の議員は王に反感を抱くようになった。チャールズは 8 月から 10 月にかけてスコットランドへの 2 回目の遠征 (第二次主教戦争) を行い、その戦費要求の為に同年 11 月に議会を召集した (長期議会)⁴。スコットランドへの度重なる遠征はピューリタン議員、また議会の多数を占めていたスコットランド教会の長老派議員に不評であったことも影響し、議会は 12 月に根絶請願を提出した。この主たる目的はイングランド国教会における主教制度の廃止であった。スコットランド教会はすでに教会監督制度 (“episcopacy”) と礼拝の形式を廃止し、反ロード主義を鮮明にしており、イングランド国教会の政治への影響力を弱めたい議会の方向性と同じであった。議会がこのように強い国教会拒否の姿勢を示したもう一つの理由は国教会の墮落が顕著だからであった。1640 年代初期には地区代表の議員たちのもとに国教会聖職者の腐敗や尊大横暴さ等に対する嘆願書が多数届き、国教会制度改革を望む機運は国内でも高まっていた⁵。根絶請願提出後、1641 年に議会はロードを反逆罪で投獄し 1645 年 1 月に処刑した。その間、チャールズはロードを解放しようとするが、議会が反対した。このように 1640 年から 41 年にかけて議会と王の敵対関係は決定的となり、王党派と議会派との内戦勃発へと事態は進み、王の処刑に至った。

ミルトンは『第一弁護書』において国民主権の重要性について論じ、王は国民のために存在し、その王が暴君であるとみなされた場合は命をもって償うべきだと示した：

It is nature which gave the people fathers, and the people who gave themselves a king; the people therefore do not exist for the king, but the king for the people, . . . we do not endure even a father who is tyrannical. (*A Defence*, CPW 4, p. 327)

ミルトンは第一に共和制の正当性を主張し、第二に、

チャールズの王としての資格に対する疑義を示した。そして彼はチャールズは暴君の性質を持ち、王としてふさわしくなく、従ってサルマシウスが糾弾したような国父殺しの罪は成立しないことを示した。

ミルトンの暴君に対する批判的姿勢は『第二弁護書』(Defensio Secunda, 1654)、『自由共和国樹立の要諦』(The Readie and Easie Way to Establish a Free Commonwealth, 1660, 以下『要諦』と表記する)の主張においても一貫する。社会における国民の自由を確保するために共和制が適切であるというミルトンの信念は1650年代後半以降、その終焉を予感しても変化することはなかった。

『要諦』においては、イングランドの各州を「小さな共和国」となし、それぞれを貴族とジェントリが治め、その政治単位を基盤とし、終身制の中央評議会を設立するとした⁶。『要諦』の第一版(1660年2月)と改訂版(同年4月)の出版はミルトンの共和制崩壊に対する強い危機感を示す。ミルトンは共和制維持を強く支持し、イギリスの統治体制が再び君主制に戻ることは個人の自由を制限し、国民を隷属状態におく状態になると批判し、さらにチャールズ1世の処刑は自然法に従い道理にかなうものであったことを再確認した⁷。1660年初頭、イギリス議会においては議会軍の指揮官モンク将軍が1648年に独立派により追放された長老派議員を呼び戻し、チャールズ2世による君主制復活への土壌が形成され始めていた。しかしながらミルトンは共和主義支持を1649年の共和政府成立時と変わらず主張した。王政に戻った後には、共和政府関係者に対する厳しい粛清が予測された状況におけるミルトンの明確な共和主義の表明はそれが道徳的に善だと信じていたことを示す。

イギリスが共和制であった1649年から1660年の間にミルトンは多くの政治的宗教的散文を出版した。先に述べた『第一弁護書』、『第二弁護書』、『要諦』の基盤的主張である国民と国王のあるべき関係、また国民の自由と理性を保つことが社会において最も重要なことであるというミルトンの議論の原点は、『国王と為政者の在任権』(The Tenure of Kings and Magistrates, 1649, 以下『在任権』と表記する)において論じられた。

『在任権』の初版は1649年1月にチャールズ1世が処刑されたわずか2週間後に出版された。この出版時期とそのタイトルについて19世紀の文芸批評家の中にはミルトンが王の処刑を「画策し想像した」(“compassing and imagining”)⁸として最も先鋭的な証拠だと分析する者もいた。しかしながら、当時、ミルトンはイギリスの政治体制の変革を予感し、社会が改善に向かうための政治体制に関する自分の考えを公表する好機ととらえたのだろう。

議会軍は1644年7月のマーストン・ムアに続く1645年6月のネイズビーの戦いにおいて勝利をおさめた。1648年には王党派との妥協を画策していた長老派が議会から追放され、オリヴァー・クロムウェル(Oliver Cromwell)を中心とした独立派がその中心となった。イギリスにおいて共和制が開始したのは『在任権』出版後の5月であり、新政府にとって君主制崩壊後の統治体制の整備は急務だった。重要なことは、『在任権』の出版がミルトンの外国語書記官任命以前ということだ。このことはミルトンの公務が開始する以前の率直な意見が表れていることを示す。本論においては人間の基本的権利の尊重が第一であると考えるミルトンの理想と共和制概念の一致が『在任権』においては最も明確に示されていると仮定し、彼の共和主義的感性の特徴について分析する。

2. 『国王と為政者の在任権』について

2.1 ミルトンと暴君廃止論

『在任権』のタイトルページには、執筆者ミルトンのイニシャル(J. M.)と論文内容の要約が示された。そこでミルトンは「暴君もしくは邪悪な王は排斥され、死に至らしめられる」と断言し、本論文の主題が暴君廃止論であることを伝えた:

That it is Lawful, and hath been held so through all Ages, for any, who have the Power, to call to account a Tyrant, or wicked KING, and after due conviction, to depose, and put him to death; if the ordinary MAGISTRATE have neglected, or deny'd to doe it. (The Tenure of Kings and Magistrates,

CPW 3, p. 189)⁹

『在任権』の政治的性質はこのタイトルページにおいて決定づけられた。ここには人間の自由の重要さとそれを不合理に抑圧する権力に対するミルトンの批判が端的に示された。『在任権』におけるミルトンの自由に対する考えは『第一弁護書』における議論の原型を示し、1649年代以降の政治的散文における一貫した共和制支持の始発点を示す。

『在任権』における趣旨は暴君排斥論を発展させ、君主制に代わる政治体制の可能性を示唆した。ミルトンは執政において重要なのは公の善 (“public good”) の達成であり、その任に値しない暴君は排斥され、それにかわるものを打ち立てるべきであるという政治的理念を持つ。ミルトンは王の絶対性を否定し、国民中心の政治を徹底して追求した。この概念は極めて近代的である：

... the power of Kings and Magistrates, how it was and is originally the peoples, and by them conferr'd in trust onely to be employd to the common peace and benefit; ... if by Kings or Magistrates it be abus'd; or to dispose of it by any alteration as they shall judge most conducting to the public good. (The Tenure, CPW 3, pp. 211-12)

ここで重要なことはミルトンは王権神授説に起因する王の絶対的権利を認めていないことだ。チャールズは父ジェイムズ1世から受け継いだ王権神授説の熱心な支持者であった。ジェイムズ1世は『王の贈り物』(Basilikon Doron, 1599)において君主がいかにか国を統治すべきか、また王の絶対的権利について伝えた。この思想をチャールズも踏襲し本稿の第一節で述べた徴税などの自由を王は有すると考えた。しかしながら、ミルトンは王と国民の平等と、国民の主體的な権限を認めるべきだと論じた：

“No man ... can be so stupid to deny that all men naturally were borne free, being the image and resemblance of God himself, and were by privilege above all the creatures, born to command and not to

obey ...” (The Tenure, CPW 3, pp.198-99)

すべての人々は自由に生まれたというミルトンの考えは次世代のヨーロッパ啓蒙主義の中心的思想となる人間の自由と平等に対する関心と同質であり、彼の社会的政治的感覚が先駆的なものであったことがわかる。

さらにミルトンは、国民の暴君を裁く権利の保持と暴君の処罰がコモンウェルスの維持にとって必要と考えた¹⁰。ミルトンの理想とするコモンウェルスとはすべての国民が平和かつ安全に暮らすことができる社会であり、それは君主制とは別の政治体系構築が必然であることを示唆していた。その後、ミルトンの国民主権の論理は発展し、『第一弁護書』においては、国民の存在は王より重要であるという概念に至った：“... the king exists for the people: the people then are more important than the king and above him ...” (A Defence, CPW 4, p. 425.)

内戦時において国家の主権に関してミルトンと同時代の知識人はどのように考えていたのか、次にトマス・ホッブズ (Thomas Hobbes) の例を分析しミルトンとの共通点はあるのか考察する。

2.2 国民と国家の関係性について—ミルトンとホッブズ

ホッブズは『リヴァイアサン』(1651)において国家と国民の関係及び政治社会の原理について考察した。ホッブズは国民はその権利を維持するために自らの権利の一部を相互に放棄もしくは譲渡し、共通権利 (“common power”) をもつ政治社会 (国家) を作ると論じた¹¹。ホッブズはその合議体を一個の人格 (主権者) であるとみなした：

I Authorise and give up my Right of Governing my selfe, to this Man, or to this Assembly of men, on this condition, that thou give up thy Right to him, and Authorise all his Actions in like manner. This done, the Multitude so united in one Person, is called a COMMON-WEALTH, ... (Leviathan, p. 120)¹²

ホッブズに従えば、コモンウェルスは「可死の神」(“Mortall God”)であり、国家における国王や議会、また教会のそれぞれの権力を超えた最高位の力を持つとみなされた。

『リヴァイアサン』出版がミルトンの『第一弁護書』第一版の出版と同年であることが示すのは、イギリス社会における秩序を維持するための制度を考案することが知識層にとって必至であったということだ¹³。ホッブズ及びミルトンが国家体制構築の過程において肝要であるとみなしたのは、国民と国家の安定した関係性の維持である。ホッブズは人間の自由とその権利の維持のために国民と国家は契約を結ぶという理論を構築しようとした。

ホッブズは国民と国家の契約関係において国民はそれ以前の契約には縛られず、合議の上成立した制度(コモンウェルス)に従う義務があるとし、契約関係の重要性を強調した:

First, because they Covenant, it is to be understood, they are not obliged by former Covenant to any thing repugnant hereunto . . . Consequently they that have already Instituted a Common-wealth, being thereby bound by Covenant, to own the Actions, and Judgements of one, cannot lawfully make a new Covenant, . . . (*Leviathan*, pp. 121-22)

ホッブズの考えに従えば、共和制は法的根拠を持ち、それに国民は従うべきであることを示す。

さらにホッブズは主権者の権利の合法性について慎重に議論を展開した。国民が合議体と契約を結んだ場合は、主権者の権利は剥奪されるものではないと論じた:

Secondly, Because the Right of bearing the Person of them all, is given to him they make Sovereigne, . . . there can happen no breach of Covenant on the part of the Sovereigne; and consequently none of his Subjects, by any pretence of forfeiture, can be freed from his Subjection. (*Leviathan*, pp. 122)

ホッブズの主張においては、コモンウェルスが国民の権利を譲渡されたものとして機能すべきである、と解釈できる一方で、当時のイギリス社会の情勢を考慮するとチャールズ1世の権利はく奪に関する疑義を間接的に示すレトリックであるという見方もできる。しかしながら、『リヴァイアサン』が出版された時代の要請及びその全体の文脈において、ホッブズは共和政府の法的根拠を認めその政治的存在の意義を探究していると理解することが自然である。

『リヴァイアサン』における言説は当時のイギリスの政治的文脈を複雑に反映した。ホッブズが明確に共和制支持、もしくはクロムウェル擁護の立場を示さなかったのは、それが当時、政治的に危険であると認識したからだ。これにはホッブズの個人的な状況も関係した。彼はフランスの亡命宮廷においてチャールズ1世の皇太子(後のチャールズ2世)の家庭教師をしており、政治的姿勢を明らかにすることが難しい事情であった。実際、『リヴァイアサン』出版後、ホッブズは亡命宮廷への出入りを禁止された。このような社会的不安の中、彼は新しい政治社会原理を追求し、イギリス国民の平和と自由を守るための政治形態を追求した。

2.3 人間の自由に関して--ミルトンとホッブズの共通点

ホッブズの政治理念において重要な点は人間の平和と自由の確保である。彼の考える自由の権利は抵抗権と同時に成立する。そしてこの権利をホッブズは譲渡できないとみなした。なぜならば人間は生命が脅かされることに対し抵抗する権利を有し、常に自己保存の自由を有するからだ:

. . . there be some Rights, which no man can be understood by any words, . . . to have abandoned, or transferred. As first a man cannot lay down the right of resisting them, that assault him by force, to take away his life . . . (*Leviathan*, p. 93)

ホッブズは人間の自由が不可侵であるのはそれが自然に備わっているからだと考えた:

“Nature hath made men so equall. . .” (*Leviathan*, p.86),

“The RIGHT of NATURE, . . . is the Liberty each man hath, to use his own power, . . .” (*Leviathan*, p. 91)

自然法 (Law of Nature) の概念については、17 世紀ヨーロッパにおいては、様々な状況に適合するように解釈されていたという側面もあるが¹⁴、ここで重要なことは自然法により人間の自由が保障され、また抵抗権を有するという認識が生じたことだ。

ミルトンもまた国民の安全と自由を守ることは重要だと考えた。ミルトンが 1640 年代から 1650 年代の政治的散文において強調したのは、人間の自由意志を自立的に維持することの重要さとそれを法律や宗教的政治的権威により抑圧することに対する批判である。この主張は、本論文最初の『第一弁護書』の引用に示されるように、国民を隷属状態におく君主の行為は処罰されるべきだという断言に至った。国民との契約関係について、ミルトンは国民の自由と安全の維持が第一であり、それを王が保持できない場合、その契約は自然法に基づき破棄できると考えた：

When a people is bound by such an oath and their king turns tyrant or degenerates through his worthlessness, they are released from their bond by his faithlessness, by justice herself, and by the very law of nature; . . . (*A Defence of the People of England*, CPW 4, p. 421)

ここには国民の自由はいかなる状況にせよ確保されるべきというミルトンの強い信念が表されている。

ミルトンは国民と統治者との関係を平衡的にとらえ、その契約関係は絶対ではないということ、また統治者が圧政を行う場合は、そこから解放される権利を国民は持つと考えた。これは『在任権』における主張と同様である。

『在任権』においてミルトンは人民の自由と権利を守るために墮落した君主を拒否し、取り換え、また廃することができることを明確に論じた：

It follows . . . that since the King or Magistrate holds his autoritie of the people, both originally and naturally for their good in the first place, and not his own, then may the people as oft as they shall judge it for the best, either choose him or reject him, retaine him or depose him though no Tyrant, . . . by the liberty and right of free borne Men . . .

(*The Tenure*, CPW 3, p. 206)

たとえ暴君でなくても排斥されるべきだというミルトンの厳正な態度は自由の保持が人間の生存価値に関わる重大な問題であるという認識を反映した。

ホッブズもまた暴君と独裁は政治的体制として認められずまたそれは国民に好まれない形式と評した：

There be other names of Government, in the Histories, and books of Policy; as Tyranny, and Oligarchy: But they are not the names of other Formes of Government, but of the same Formes misliked. (*Leviathan*, pp. 129-30)

ミルトン、そしてホッブズはイギリスに共和制が実現した際に国民の基本的権利の重大さとそれを抑圧する暴君の道徳的悪の対比を論じ、統治者の道徳的性質を国民が判断することが国家の維持にとり肝要だと論じた。

さらにミルトンは共和制が宗教改革の過程として必然的に生じたという概念をもつ。次に『在任権』におけるミルトンの宗教的思想との関係について考察する。

3. ミルトンと長老派の思想的関係

3.1 暴君廃止論とプロテスタンティズム

ミルトンは『在任権』においてローマの古典 (ローマ法大全 (*Code of Justinian*) など) 及びプロテスタント聖職者たちの信念を論考した。特にミルトンが多く引用したのはクリストファー・グッドマン (Christopher Goodman, 1520-1603)¹⁵ の分析だった。グッドマンは著書『上に立つ権威に国民はいかに従う

べきか』(*How Superior Powers Ought to Be Obeyed of Their Subjects*, 1558)において暴君を処刑する権利を国民が有すると論じた。

ミルトンがグッドマンに注目した理由は彼を「イングランドにおける真のプロテスタントの聖職者」¹⁶の一人としてみなし、彼の暴君に関する考えに共感したからだ。ミルトンは君主が圧政者となった場合は、神から罰されて然るべきだというグッドマンの論旨を引用した：

When Kings . . . become blasphemers of God, oppressors and murderers of thir Subjects, they ought no more to be accounted Kings . . . but as privat men to be . . . punished by the Law of God, . . .
(*The Tenure*, CPW 3, p. 250)

ミルトンは、暴君排斥を神の摂理ととらえ、それはプロテスタント思想における宗教改革の過程としても適切であると認識した：

. . . being the best and chief of Protestant Divines, we may follow them for faithful Guides, and without doubting may receive them, as Witnesses abundant of what wee heer affirme concerning Tyrants. (*The Tenure*, CPW 3, p. 257)

ミルトンの主張は信仰の自由を妨げる国王に対する抵抗であった。それに加え、彼の思想的抑圧に対する嫌悪には長老派に対する批判の影響があった。長老派は内戦勃発時は国教会制度に対する抵抗勢力として他のプロテスタント議会派と共通の思想的ミッションをもっていたが、戦況が変化するにつれ長老派思想の強制を目的とするようになった。ミルトンの『在任権』における第二の目的はこのような長老派の理念的矛盾を指摘することだった。

3.2 ミルトンと長老派の関係

長老派の元来の思想にはイギリス国教会の主教制に対する批判が存した。これは彼らが国教会の首長である国王の宗教的抑圧を容認しないことを示した。しかしながら、その主張は1640年代初頭から後半に

かけて徐々に保守的傾向を示すようになり、1645年頃にはイングランドにおいて長老派教義を強制するものに変節した。長老派勢力拡大は、議会軍がスコットランド教会派(長老派)と同盟した際に顕著になった。イングランド議会はスコットランド教会と軍事同盟 *Solemn League and Covenants* (1643年)を結び、スコットランド教会はイングランド及びアイルランドとの宗教的結束を求めた。この時、長期議会により招集された国教会改革会議であるウェストミンスター会議 (*the Westminster Assembly*) にスコットランドから五人の聖職者と三人の長老 (*Alexander Henderson, Samuel Rutherford, Robert Baillie*)¹⁷が参加した。彼らの会議における思想的影響は大きく、他のプロテスタント分派が望む宗教改革は進まなかった。このような長老派の姿勢に対し次第に議会内に反長老派の信念を持つ人々が増えてきた。

その筆頭はピューリタン教徒が多くを占めた独立派である。彼らは長老派のクラスス制(長老により構成される大会を最高決定機関とした教会統治組織)に反対し、各教会の自治権を尊重し教職者の任命権も個別教会に一任することを望んだ。独立派に所属する議員の中にクロムウェルがいた。この頃ミルトンの宗教的思想は独立派思想により近いものとなっていた。それは個人の自由と権利を重要と考える独立派の趣旨がミルトンの信念と同質であったからだ。

1640年代後半において長老派は、独立派や水平派(経済的平等と議会中心の政治を主張)の勢力が強まることに危機感を抱き、これまでの主張を巧妙に修正し、国王排斥論に異議を唱えるようになった。この矛盾をミルトンが『在任権』において指摘した。

ミルトンはウェストミンスター会議の一員であった長老派ハーバート・パーマー (*Herbert Palmer*) の著作 *Scripture and Reason Pleaded for Defensive Arms* (1643) を例に挙げ、パーマーはかつて国王対抗軍は合法的であると論じたが、今、この一派は国王排斥に反対している、と批判した：

Of this faction, diverse reverend and learned Divines . . . pleading the lawfulness of defensive

Arms against this King in a Treatise called Scripture and Reason, seem in words to disclaim utterly the deposing of a King. (*The Tenure, CPW 3, p. 252*)

ミルトンは社会改革を意図していた長老派が十年もしないうちにその主張を変遷させたことをパーマーの論を証拠に効果的に示すことで長老派の偽善を暴露した。『在任権』における長老派に対する批判の基底には人間の精神の抑圧に対するミルトンの道徳的義憤があったといえよう。

4. まとめ

『在任権』においては、ミルトンの理想とする国家体制の原型が示された。君主制廃止という重大な変革期において人間の自由の重要さとそれを抑圧する為政者の道徳的性質を問い、イギリス国民の平和と安全のためには共和制が適切であることを主張した。それが不変の信念であったことは王政復古直前の1660年の『要諦』出版において明らかである。

チャールズ2世は5月にフランスからイギリスに帰国し王位を宣言した。1660年はミルトンにとって過酷だった。彼は一時収監され、『第一弁護書』及び『偶像破壊者』は焚書に付された。このような状況においてミルトンの共和主義支持が変化しなかったのは、自由の価値を伝えることが polemicist としての使命と信じたからだ。ミルトンの共和主義的性質の萌芽はいつ頃なのか。今回はその解明をミルトンの政治的関心が強まった時期に自ら編纂した *Poems 1645 (1645)* の詩的主題分析においておこなう予定だ。

謝辞

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金 21k00362 の助成を受けたものです。

註

¹ John Milton, *A Defence of the People of England* (1651), in *Complete Prose Works of John Milton*, gen. ed. Don M. Wolfe (New Haven: Yale UP, 1953-82), 8 vols., Vol. 4, Part I, pp.302-3. 以下、本全集からの引用は *CPW* と表示する。

² 本論文においては主にイングランドとスコットランドとの宗教的違いを区別する際にはイングランド国教会と示す。また内戦時におけるイングランドとスコットランドの区別が必要な際にも同様である。

³ Tom Webster, “Early Stuart Puritanism”, in *The Cambridge Companion to Puritanism*, eds. John Coffey and Paul C. H. Lim (Cambridge: Cambridge UP, 2008), p. 56.

⁴ 議会の開催時期はクロムウェルによる長老派議員追放までの1653年4月までもしくはチャールズ2世の王政復古直前に追放された議員が戻ってきた1660年3月までとされる。

⁵ John Morrill, “The Puritan Revolution”, *The Cambridge Companion to Puritanism*, p. 69.

⁶ 新井 明, 『ミルトン』 (東京: 清水書院, 1997), p. 108.

⁷ John Milton, *The Readie and Easie Way to Establish a Free Commonwealth, CPW, Vol.7, p. 408, p. 425, p. 413.*

⁸ David Masson, *The Life of John Milton*, 6 vols. (Peter Smith, 1965), Vol.6, pp.170-92, in *The Complete Poetry and Essential Prose of John Milton*, eds. William Kerrigan, John Rumrich, and Stephen M. Fallon (New York: The Modern Library, 2007), p. 1021.

⁹ *CPW*, Vol. 3 に収められているのは *The Tenure* 第二版 (Matthew Simmons, London, 1650) 出版。(原本は The British Museum 所蔵。)

¹⁰ *The Tenure, CPW 3, p. 254.*

¹¹ 田中 浩, 『ホッブズ』 (東京: 研究社出版, 1998), p. 124 参照。

¹² Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. Richard Tuck (Cambridge: Cambridge UP, 1991), p. 120. 以下、*Leviathan* の引用は本テキストからの引用とする。

¹³ ホッブズは『リヴァイアサン』出版後 (1651年末もしくは1652年2月) にフランスからイギリスに帰国した。

¹⁴ Dobranski, Stephen B., *The Cambridge Introduction to Milton* (Cambridge: Cambridge UP, 2012), p. 129.

¹⁵ グッドマンはメアリー1世統治時代に起こったトマス・ワイアットの反乱を支持した。ワイアットはメアリーがカソリックのスペインのフェリペと結婚することに反対した。

¹⁶ Milton, *The Tenure*, CPW 3, p. 251.

¹⁷ John Morrill, “The Puritan Revolution”, *The Cambridge Companion to Puritanism*, p. 72.